

政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会の運営について

平成 14 年 5 月 24 日
独立行政法人評価分科会長決定
(平成 22 年 5 月 28 日一部改正)

政策評価・独立行政法人評価委員会独立行政法人評価分科会の運営については、政策評価・独立行政法人評価委員会議事規則（平成 13 年政策評価・独立行政法人評価委員会規則第 1 号。以下「規則」という。）第 1 条、第 4 条及び第 5 条に定めるもののほか、以下のとおりとする。

- 1 会議終了後、事務局の責任において、議事要旨（発言者名なし）を作成し、速やかに公開する。
- 2 会議の経過については、議事録（発言者名入りを原則とする。）を作成し、分科会長はこれを分科会に報告した上、公開する。
- 3 規則第 6 条において準用する規則第 5 条の規定に基づき、あらかじめ会議を非公開とすることを必要と認める場合は、次に掲げる場合とする。
 - (1) 中期目標の期間の終了時における独立行政法人等の主要な事務及び事業の改廃に関する指摘に係る審議のうち、会議を開催する時点において公開することを前提としていない情報についての審議を行う場合
 - (2) 独立行政法人の役員の退職金に係る業績勘案率についての意見に係る審議を行う場合
- 4 前条の規定による場合のほか、会議を公開することにより以下の事由に該当することとなる場合には、会議を非公開とする。
 - (1) 個人情報適切に保護できないおそれがある
 - (2) 調査審議の対象又は関係する機関、団体等の業務に支障が生じるおそれがある
 - (3) 調査審議の中立性、公平性を確保することが困難になるおそれがある
 - (4) 国民の間に混乱を生じさせるおそれがある

- 5 分科会の調査審議に関して、必要があると認めるときは、分科会長又は分科会長の指名する者が記者会見を行い、議事内容を説明する。
- 6 分科会の活動状況については、総務省ホームページ上においても公開する。
- 7 委員長並びに政策評価分科会に所属する委員、臨時委員及び専門委員は、会議に出席し、意見を述べることができる。